

公 告

差押財産の公売について

差押財産を公売するので、地方税法（昭和25年法律第226号）においてその例によることとされる国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条第1項および第99条第1項の規定により公告する。

令和7年9月24日

草津市長 橋 川 渉

1 公売の方法

入札

2 公売の日時

開場：令和7年10月16日（木）午前9時30分

説明：令和7年10月16日（木）午前10時00分

入札：令和7年10月16日（木）午前10時30分から同11時00分まで

開札：令和7年10月16日（木）午前11時00分

3 公売保証金納付期間

令和7年10月16日（木）午前10時30分から同10時50分まで

4 公売場所

滋賀県大津合同庁舎 3階 入札室

（住所：滋賀県大津市松本一丁目2－1）

5 公売財産

名称	公売公告番号	売却区分	見積価額（最低公売価額）	公売保証金
土地付建物	1－1	1	11,260,000 円	1,130,000 円
[土地]				
所 在	滋賀県草津市矢橋町字馬池下			
地 番	2 3 番 8 8			
地 目	宅地			
地 積	1 3 6 . 7 0 m ²			
[建物]				
所 在	滋賀県草津市矢橋町字馬池下 2 3 番地 8 8			
家屋番号	2 3 番 8 8			
種 類	居宅			
構 造	木造瓦葺 2階建			
床 面 積	1階	4 4 . 5 5 m ²		
	2階	2 5 . 1 1 m ²		

6 売却決定

日時：令和7年11月6日（木）午前10時00分

場所：滋賀県草津市草津三丁目13番30号 草津市納税課

7 買受代金納付期限

令和7年11月6日（木）午前11時30分

8 買受人についての資格、その他の要件

- (1) 国税徴収法第92条および第108条第1項該当者は、買受人になることができません。
- (2) 公売保証金を納付した後でなければ入札はできません。

9 配当を受ける者の権利の申し出について

この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書によりその内容を草津市に申し出てください。なお、債権現在額申立書の用紙は、草津市納税課に用意してあります。

10 その他

- (1) 公売日時までに公売を中止することがあります。
- (2) 公売保証金および買受代金は、現金または銀行振出小切手（振出日から起算して7日を経過していないものに限る。）により納付してください。
- (3) 記名人は、入札者本人に限ります。代理の場合は委任状を持参してください。（委任者の印鑑証明書が必要となります。）
- (4) 一度行った入札は、変更または取消しができません。
- (5) 見積価額以上の入札者のうち、最高価額のものを最高価申込者と決定します。
- (6) 最高価額の入札者が複数あるときは、開札日のうちに、それらの者による追加入札を行います。
- (7) 最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額（見積価額以上でかつ最高入札価額から公売保証金を控除した金額以上のもの）による入札者に対し、次順位買受申込者制度を適用することがあります。
- (8) 公売財産に係る市税等の完納の事実が買受代金納付の前に証明されたとき、または買受代金納付後であっても取り消すべき重大な事由があるときは売却決定を取り消します。
- (9) 公売財産の取得時期は、売却決定後でかつ買受代金の納付があったときです。したがって、取得後のき損、焼失等による損害の負担は買受人が負います。草津市は公売財産について、瑕疵担保責任を負いません。なお、許可および承認を必要とする財産は買受人がそれを得たときになります。また、財産の引渡しは、買受代金納付時点の現況有姿により行います。
- (10) 公売による権利移転に伴う移転登記の登録免許税等の費用は、買受人の負担となります。
- (11) 公簿面積と現況が異なる場合があります。境界は買受人が隣地所有者と協議してください。
- (12) 草津市は、公売財産の引渡しについて義務を負いません。したがって、使用者または占有者に対する明渡しの請求、公売財産内に残置されている動産等の処理、鍵の受け渡し等は、すべて買受人の責任において行ってください。
- (13) 下見会は行いません。入札者ご自身で、必要に応じて公売財産の現確認を行って

ください。

(14) その他、本件公売は国税徴収法の規定に基づく制限があります。

(15) 入札者等が自己に関わる情報等が第三者に知られもしくは不正に使用される等により損害を受けた場合に草津市は何ら補償しません。